

●香川県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成27年12月25日から平成28年1月22日まで一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 377号
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市五名字払川2727番地先 から 東かがわ市五名字払川2560番3地 先まで	11.2～71.4	167	平成9年香川県告示第793号 で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成27年12月25日